

事務連絡
平成21年5月22日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省
新型インフルエンザ対策推進本部 事務局

新型インフルエンザ患者の入院等の取扱いについて

国内において新型インフルエンザ感染者が増加していることを踏まえ、感染者が増加している地域においては、患者が直接、発熱外来を設置していない医療機関を受診することも想定されます。また、今般、「基本的対処方針」に基づき厚生労働大臣が定めた「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」が示されたところです。これらを踏まえ、新型インフルエンザ患者の入院措置等については、必要に応じ、下記のように取扱うことが可能ですので対応をご検討いただくようお願いします。

記

1. 症状等から判断して入院が必要な重症者の場合

- 発熱外来等を受診し、入院が必要と診断された重症者については、原則として、感染症指定医療機関等に入院させることとし、入院先の調整は各都道府県等の対策本部が行う。
- 急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域においては、感染症指定医療機関以外の一般病院でも、重症者が入院する可能性があるため、一般病院においても、重症者のための病床を確保する。
- その場合には、特に入院中の基礎疾患を有する者等への感染予防に努める。

- また、急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域において、基礎疾患を有する者等に、症状が出現した場合、軽微であっても入院治療を行うことを検討する。

2. 必ずしも入院が必要とならない軽症者の場合

- 急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域の発熱外来等において、新型インフルエンザの疑いがある場合は、患者の症状に合わせて抗インフルエンザウイルス薬を処方した上で、自宅で服用、療養し、健康観察を実施する。その際、外出の自粛を厳しく指導するとともに、自宅療養中の注意事項についても指導すること。

(自宅療養中の注意事項の例)

- * 患者及び同居者は、うがい、手洗い、手指消毒を励行する。特に患者に接触した場合などには徹底する。
- * 自宅においてもマスク着用や、咳エチケット（※）を徹底する。
- * 食事は、同居者と一緒にせず、時間を変えるか自室でとる。
- * ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル等の人がよく触れるところは1日1回拭き取り清掃することが望ましい。
- * トイレ、洗面所、浴室などの共有空間についても、患者が使用した後にはできるだけ清拭する。
- * 衣類やタオルなどのリネン類は、患者と同居者で共有しない。
- * 自宅への訪問者はできる限り避けるようにする。

※咳エチケット

- ・周囲の人から 1m以上離れる。
〔咳やくしゃみのしぶき（飛沫）は約 2mとびます〕
- ・マスクを着用する。
- ・ティッシュで口を覆い、顔をそらせる。
- ・マスクがない場合は、ティッシュなどで口と鼻を覆い、他の人から顔をそらして、1m以上離れる。
- ・口を覆ったティッシュなどはゴミ箱へ捨てる。
- ・咳やくしゃみを抑えた手はただちに洗う。
- ・咳やくしゃみを手で覆ったら、手を石鹸で丁寧に洗う。

- 保健所は、自宅療養中の患者について健康観察を行い、発症から 7 日間又は症状が無くなるまで継続する。症状の重症化等によって入院医療が必要となった場合は、担当医師と相談の上、1. と同様に取り扱う。

3. 患者の同居者等の濃厚接触者への予防投与については、各都道府県等の対策本部において対応方針を決定することとなるが、急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域における予防投与は、基礎疾患を有する者等のうち、以下の者を対象とする。

- ・ 自宅療養する軽症者の家族
- ・ ウイルスに暴露し、感染した可能性が高い医療従事者や初動対処要員等